

# 検討委員会からのお知らせ

## ～ 延長ブリッジ ～

- ・延長ブリッジは原則として認められませんが、第2大臼歯欠損に対しては認められます。  
(ただし、ポンティックは半歯程度)
- ・隣接歯の処置状況からやむを得ず延長ブリッジを作製する場合、側切歯及び小臼歯1歯のみ認められます。ただし、ポンティックに隣接する歯がなければ認められません。  
(隣接する歯はインプラントでも可、摘要欄にインプラントである旨を記載)  
(例) 適応例：①①2、2③④、②③④、4⑤⑥、③④⑤、5⑥⑦  
不適応例：④⑤⑥、1②③、3④⑤ 等
- ・上顎第2大臼歯の遠心頬側根抜歯 (⑥⑦⑦) 及び下顎第2大臼歯の遠心根抜歯の場合 (⑥⑦⑦) の延長ポンティックは認められません。

## ～ 特例のブリッジ ～

以下の場合には事前承認の必要なくブリッジの作製が可能です。

- ・⑤④3②：1にメタルボンド冠が装着  
摘要欄「ブリッジに係る中切歯の状態等；1メタルボンド冠 装着済」  
1が反対側のブリッジの支台  
摘要欄「ブリッジに係る中切歯の状態等；①1②Br 装着済」等
- ・⑤④3②①：43部ポンティック部が犬歯低位唇側転位により1歯分  
摘要欄「低位唇側転位の犬歯を含む欠損歯数と補綴歯数の不一致」
- ・④32① | ④32① | ①：32部ポンティック部が犬歯低位唇側転位により1歯分  
摘要欄「低位唇側転位の犬歯を含む欠損歯数と補綴歯数の不一致」